

草津市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における創業を促進し、もって産業振興を図るため、市内で新たに事業を開始する者に対して、予算の範囲内において草津市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、市内で新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、市内で新たに法人を設立し、市内を本店所在地とした法人登記を行い、事業を開始する場合

ウ 事業を営んでいる個人が、当該事業を廃止するとともに、新たに法人を設立し、当該法人が同一の事業を開始する場合（市内で法人登記を行う場合に限る。）

エ 事業を営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業を市内で開始する場合

オ 個人または法人の事業を別の個人または法人が引き継ぎ、当該事業に加え、新たな事業を市内で開始する場合

(2) 創業支援等事業計画 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定に基づき認定を受けた計画

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の申請時点において市内に居住し、住民登録を有すること。ただし、市内で法人登記を行う場合または第4条第2項第2号アに該当する場合について

は、この限りではない。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 第2条第1号アまたはイに該当する者にあつては、補助金の交付申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から市長が別に定める日までに創業を行うこと。

イ 第2条第1号ウ、エまたはオに該当する者にあつては、申請日において、事業所の設立日等（複数回行ったことがある者にあつては、申請日の直近に行った日をいう。）から3年を経過しないこと。

(3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗その他の設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、または設置しようとしていること。

(4) 申請日において大津市および草津市が認定を受けた創業支援等事業計画における認定連携創業支援等事業者となっている者の支援を受ける予定であり、申請年度内に販路開拓に向けた取組を行うこと。

(5) 3年以上継続することが見込まれる事業であること。

(6) 市税の滞納および各種償還に滞りがないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有していないこと。

(8) 補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可または届出を要する事業を営もうとする者

(2) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営もうとする者

(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に係る活動をしようとする者

(4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者

(5) その他市長が適当でないとする者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、消費税および地方消費税は除く。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額に3分の2を乗じた額とし、50万円を上限とする。ただし、次の一に該当する場合は一につき25万円を上乗せする。

(1) 申請年度末時点で35歳未満の者であり、次のいずれかに該当すること。

ア 滋賀県内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学または大学院（以下「大学等」という。）を卒業後、2年以内に創業する場合

イ 滋賀県内に設置された大学等に在学中で、創業する場合

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請日において県外に居住する者のうち、申請年度内に市内に住民登録を行うもので、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

イ 申請日において県外から市内に転入し、住民登録を行った日から6か月を経過していない者で、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

(3) 創業して実施する事業の内容が、ゼロカーボンまたはデジタルトランスフォーメーションの推進に資するものであるとして市長が認めるものであること。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

4 一の補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、1回までとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市創業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

(1) 創業計画概要書（別記様式第2号）

(2) 支援機関確認書（別記様式第3号）

(3) 同意書兼誓約書（別記様式第4号）

(4) 市税の納税証明書

(5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（前年度までに開業届または法人登記により事業所等を設立済の場合に限る。）

(6) その他市長が必要とする書類

（意見の聴取）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合、補助金の交付にあたっては、関係者等の意見を聴くものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、草津市創業支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を申請者に送付するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないものと決定したときは、草津市創業支援補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

（決定の変更申請等）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した後、補助事業等の変更が生じるときは、あらかじめ、草津市創業支援補助事業変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的に支障がないと認められる変更であって、規則第7条による決定の変更申請を行う場合は、第5条の規定を準用する。

2 市長は、前項に基づく承認を行うときは、草津市創業支援補助事業変更承認決定通知書（別記様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金交付申請の取り下げ）

第9条 第7条第1項および第8条第2項の規定による通知を受けた者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に草津市創業支援補助金交付申請取下届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の実績報告をしようとする者は、規則第13条の規定にかかわらず、草津市創業支援事業実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添

え、提出しなければならない。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第11号）
- (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（申請年度内に開業届または法人登記により事業所等を設立した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要とする書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、草津市創業支援補助金額の確定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助対象者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理および処分の制限）

第13条 補助対象者は、補助事業により取得しまたは効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（別記様式第13号）により、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを処分する場合は、草津市創業支援補助事業財産処分承認申請書（別記様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした補助対象者に対し、当該承認に係る財産の処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(状況報告)

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、経営状況を経営状況等報告書（別記様式第15号）により市長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

経費区分	補助対象経費
謝金	専門家謝金、コンサルタント費
設備費	店舗、事務所等の改装費、機械器具等購入費
店舗等借入費	店舗、事務所等の賃借料
販路開拓費	展示会等出展料、その他販路開拓に要する経費
委託費	市場調査費、試験分析等委託費、業務システムの設計・運用費等
広告費	ホームページ作成・運用費、新聞広告費、ポスター・チラシ作成費等

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助金交付申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第5条の規定により、草津市創業支援補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 創業計画概要書（別記様式第2号） (2) 支援機関確認書（別記様式第3号） (3) 同意書兼誓約書（別記様式第4号） (4) 市税の納税証明書 (5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し （前年度までに開業届または法人登記により事業所等を設立済の場合に限る。） (6) その他市長が必要とする書類

様式第2号（第5条第1号関係）

創業計画概要書

1. 計画概要

<p>創業区分 (第2条第1号)</p>	<p><input type="checkbox"/> ア 新規創業（個人事業） <input type="checkbox"/> イ 新規創業（法人） <input type="checkbox"/> ウ 法人成り <input type="checkbox"/> エ 第二創業 <input type="checkbox"/> オ 事業承継</p>
<p>上乗せ区分 (第4条第2項)</p>	<p>第1号 生年月日： 年 月 日（満 歳） <input type="checkbox"/> ア（学校・学部名： 卒業日： ） <input type="checkbox"/> イ（学校・学部名： ）</p> <p>第2号 <input type="checkbox"/> ア 転入前（住民登録予定日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> イ 転入済（住民登録日： 年 月 日）</p> <p>第3号 <input type="checkbox"/> ゼロカーボンの推進 <input type="checkbox"/> デジタルトランスフォーメーションの推進 内容： _____</p>
<p>創業の理由</p>	
<p>創業地 (予定地)</p>	<p>〒</p>
<p>事業経験</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在も継続している。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが、既にその事業を止めている。</p>
<p>開業日（設立日） 事業（営業）開始日</p>	<p>年 月 日 年 月 日</p>

事業計画	事業概要
	事業詳細
	セールスポイント
	市場の状況
	創業後の事業戦略・展開
	支援機関による支援を受けて実施する販路開拓の方針（考え方）

2. 収支予算

(収入の部)

単位：円

区分	予算額	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
市以外の補助金		
そ の 他		
市 補 助 金		
計		

(支出の部)

単位：円

費用区分	予算額	備考
謝金		
設備費		
店舗等借入費		
販路開拓費		
委託費		
広告費		
計		

3. 収支計画

単位：円

項目	現在	1年目	2年目	3年目	備考
1 売上高					
2 売上原価					
3 粗利益 (1 - 2)					
4 経費合計					
5 人件費					
6 家賃					
7 減価償却費					
8 その他経費					
9 営業利益 (3 - 4)					

4. ビジネスプランコンテストの受賞実績や他の補助金等の実績

コンテストの名称	
内容	
時期	年 月 日

補助金等の名称	
内容	
時期・金額	年 月 日・ 千円

5. 事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

様式第3号（第5条第2号関係）

支援機関確認書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名

申請者（ ）の創業計画概要書について、以下のとおり確認しました。

1. 支援機関担当者名等

- (1) 支援機関担当者名 _____
- (2) 支援機関電話番号 _____
- (3) 支援機関担当者メールアドレス _____

2. 計画に対する所見

※「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※「所見」は、計画どおりに事業を実施することが見込めるか、申請者の持つ強みや独自性、地域にもたらす影響等の観点から内容を確認し、所見を記載してください。また、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、販路開拓に関するアドバイスをを行った内容も記載してください。

様式第4号（第5条第3号関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請書

住所

氏名

㊟

（法人にあつては名称および代表者の氏名）

同意書兼誓約書

私は、補助金の交付に係る情報を市長が滋賀県知事へ提供することに同意します。

私は、草津市創業支援補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たしていることを誓約します。

私は、補助金の交付後において、当該要件に該当しないことが判明したときまたは該当しない事態に至ったときは、速やかに貴職宛に申し出るとともに、草津市が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

様式第5号（第7条第1項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市創業支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので草津市創業支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付決定金額	円
交付条件	<p>(1) 草津市補助金等交付規則および草津市創業支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 補助事業の内容を変更または経費の変更しようとする場合は、草津市創業支援補助金変更承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(3) 補助事業を中止または廃止する場合は、草津市創業支援補助金交付申請取下届出書（様式第9号）を提出すること。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない、または遂行が困難となった場合は、市長に遅滞なく報告しその指示を受けること。</p> <p>(5) 補助事業の完了後、本市が別途指定する日までに草津市創業支援事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出すること。</p>

様式第6号（第7条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市創業支援補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、草津市創業支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付申請額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第7号（第8条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業変更承認申請書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった草津市創業支援事業について、内容の変更を行いたく草津市創業支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業の変更内容	
変更する理由	

様式第8号（第8条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助事業変更承認決定通知書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定をした草津市創業支援事業の変更について、次のとおり承認したので草津市創業支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助年度	年度
承認した変更内容	

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった草津市創業支援事業について、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

申請年度	年度
取下理由	

様式第10号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業実績報告書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた草津市創業支援補助事業について、草津市創業支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

申請年度	年度
事業完了日	年 月 日
交付決定額	円
補助対象事業の実績額	円
添付書類	(1) 実績概要報告書（様式第11号） (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（申請年度内に開業届または法人登記により事業所等を設立した場合に限る。） (4) その他市長が必要とする書類

様式第11号（第10条第1項第1号関係）

実績概要報告書

1. 実績概要

商号等	
業種 (日本標準産業分類)	大分類 () 中分類 ()
事業形態	個人 ・ 法人
創業地 (事業所等開設場所)	〒
開業日(設立日) 事業(営業)開始日	年 月 日 年 月 日
転入日 (第4条第2項第2号に 該当する場合)	年 月 日
連絡担当者	職名 TEL E-Mail 氏名 FAX

3. 財務状況

決算状況	確定（ 年 月） ・ 未確定（ 年 月予定）
売上高	千円
売上総利益	千円
営業利益	千円
経常利益	千円
常用雇用者数	人

(注) 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

様式第12号（第11条関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった草津市創業支援補助金について、草津市創業支援補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助年度	年度
交付決定額	円
確定額	円

様式第13号（第13条第1項関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	価格 (税抜)	取得年月日	保管場所
				円		

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または増加価格が本交付要綱第13条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産の区分は、(ア) 器具および備品 (イ) 機械および装置 (ウ) 無形資産 (エ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、5年間とする。

様式第14号（第13条第2項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 ㊤
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業財産処分承認申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第13条第2項に基づき、下記のとおり申請します。

記

取得年度	年度
処分する財産名等	
処分内容	有償 ・ 無償
処分子定日	年 月 日
処分の相手方	
処分価格	円
処分理由	

(注) 処分の相手方は、住所、氏名または名称を記載すること。

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

経営状況等報告書

草津市創業支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり経営状況等を報告します。

記

1. 決算状況

項目	1年目	2年目	3年目
決算年月			
売上高 (千円)			
売上総利益 (千円)			
営業利益 (千円)			
経常利益 (千円)			
従業員数 (人)			

- (注) 1. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、3年間、毎会計年度終了後、10日以内に報告すること。
2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

2. 事業（営業）活動の状況

--